

訴状

2025年（令和7年）7月17日

長崎地方裁判所御中



原告ら訴訟代理人弁護士 龍田 純一朗



原告ら訴訟代理人弁護士 足立 修一



原告ら訴訟代理人弁護士 三宅 敬英

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり



B S L 4 施設指定取消等請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3000円

第1 請求の趣旨

- 1 令和7年1月24日、厚生労働大臣は国立大学法人長崎大学の建設した別紙目録記載の施設に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第56条の3第1項第1号に定める特定一種病原体等所持者としての指定を取り消す。
- 2 厚生労働大臣は国立大学法人長崎大学の建設した別紙目録記載の施設に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第56条の3第1項第1号に定める特定一種病原体等所持施設としての指定を取り消す。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

第2 はじめに

- 1 長崎大学がB S L 4 施設を建設した場所は、半径1キロ以内にはマンショ

ン、ビルが多数立ち並び、年間70万人を超える見学者が訪れる長崎原爆資料館、平和公園等がある。

この場所は、長崎県屈指の繁華街であり、観光地であり、住宅地でもある。

2 このような場所で、わざわざ、極めて危険な特定一種病原体等の動物実験研究を行うというのである。住民、観光客、勤務されている方への影響を考えれば、このような場所に建設するとは考えられない。もっぱら実験をする方という少数者の便宜を図るために、数十万人の幸福追求権を犠牲にするという計画であり、明確に違憲である。

3 武漢から世界に広まった新型コロナウイルス 感染症 (COVID-19) の原因が武漢のB S L 4 施設である可能性が否定はされていない。B S L 4 施設が世界に流行した感染症の発端であることが否定できない状況で、武漢のように繁華街にB S L 4 施設を建てることは許されない。

4 そこでまず、そもそも本件施設は感染症法が規定する耐震安全性の技術基準に適合していない（56条の24）こと、このため、指定を受ける前提を外形的に欠いているから、本件処分は速やかに取り消されるべきこと（56条の35）を論証し（第3）、取消事由の存在を指摘（第4）する。

第3 そもそも本件施設は感染症法が規定する技術基準に適合していないこと

1 感染症法施行規則で規定される技術基準に適合すべきこと

（1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）では一種病原体等の所持に関して、厚生労働大臣が指定する施設における試験研究のために所持することを認めている（感染症法56条の3 1項1号）。そして、同法第56条24において、その指定施設は「厚生労働省令（以下、「省令」という。）で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない」と規定されている。

同法56条の35 1項2号において、当該施設が「省令で定める技術上

の基準に適合しなくなったとき」には、厚生労働大臣は指定を取り消し、または一年以内の期間を定めてその既定の効力を停止することができる。」と規定されている。

(2) これらの規定から、省令で定める技術基準に適合していない施設を一種病原体等の取扱施設として指定することは、感染症法56条の24に違反することとなる。

(3) 以上のように、本件施設も省令が定める技術基準（具体的には、感染症法省令第31条の27の各項）に適合していることが一種病原体等の取り扱い施設の指定を受けるための絶対条件となるが、本件施設は耐震強度に関して技術基準に適合していない。

2 BSL4施設の耐震強度に関する技術基準

(1) 省令第31条の27第1項第3号では、平成6年建設省告示第2379号（国家機関の建築物及び付帯施設の位置、規模及び構造に関する基準）、以下、「告示」という。（に従い、又は当該基準の例による耐震安全性の確保が義務付けられている。

すなわち、BSL3以下の施設には建築基準法による耐震強度（以下、「総合耐震基準」という）のみが課されるのに対し、BSL4施設にはこれに加えて「告示」の基準がさらに課されるのである。さらに「告示」の冒頭「第一 趣旨」では、「総合耐震基準のほか、この告示の定めるところによる」との趣旨が明記されていること等を考慮すれば、「告示」基準が建築基準法の「総合耐震基準」より厳しい基準であることがわかる。

(2) 上記は、BSL4施設が致死的な一種病原体等の動物実験を行うので、BSL4施設の格別の危険性がある以上、地震国である我が国においては実に当を得た判断といえる。逆に言えば、「告示」基準に適合しないBSL4施設は住民、国民の安全が確保できず、稼働が許されないものである。

3 本件施設は上記耐震基準を満たしていないこと

- (1) 長崎大学が公開した資料では、本件施設の耐震強度の目標を「告示」基準に置いていないことが明らかになっている（甲1）。
- (2) 建築基準法20条1項3号口で求めている内容は、建築基準法施行令36条で規定されている技術基準であることが、関係法令を精査すれば、明らかとなる。

他方で、BSL4施設については、前述のように建築基準法施行令以外の基準（建設省告示第2379号）を満たすことを要求している。ところが、資料【甲1・3丁参照】「性能評価申告書」では、「当該建築物のその他性能評価」については、「無」にチェックがなされており、BSL4施設に関する基準について対応は為されていないと思われる。

件名		性能評価を受けようとする建築物の名称		
性能評価	該当条文 (□枠内に印)			床面積の合計 (手数料算定用)
		□ 建築基準法第20条第1項第一号	□ 建築基準法第20条第1項第二号口	
性能評価	当該建築物の その他性能評価 (□枠内に印)	□ 建築基準法第20条第1項第三号口	□ 建築基準法第20条第1項第四号口	特定天井の 性能評価
		□ 有	□ 無	□新規 □変更
		有の場合は評価内容（該当条文等）		

【甲1・3丁】

- (3) 長崎大学が建設した別紙目録記載の施設（以下、「本件施設」という。）に関するグランドデザインである基本構想（甲2）には、耐震強度の目標として、構造体に対してI類、建築非構造部材に対してA類、建築設備に対して甲類と明記されている。これにより、「大規模災害発生時においても、建物の安全性を確保し、BSL-4関連施設の機能、封じ込め機能を維持する計画とする」としている。

上記のように長崎大学は建築基準法が定めるI類耐震強度等を以って本件施

設の耐震強度を確保したと主張している。ところが、これは重大な誤認であつて、感染症法が規定する耐震強度に適合したとは言えないのは前記した通りである。

- (4) 「総合耐震基準」である I 類、A 類、甲類の耐震安全性と「告示」の基準の違いをまとめたものが甲 3 である。要約すると、まず構造体については I 類耐震強度では建物の部分的なひび割れが許容されるのに対し、「告示」基準ではウイルスの漏れや小動物の侵入を許さないためにそれは許容されない。建築非構造部材については、A 類は天井や壁のちょっとしたひび割れは許容されるのに対し、「告示」の基準では構造体と同じ理由で許容されない。配管や空調、電気設備のような建築設備についても、甲類は「大地震後・・・大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当長期間継続することを目標とする」のに対し、「告示」の基準では「必要な建築設備の機能を直ちに発揮すること」となっており、より厳しい耐震強度が規定されている。
- (5) 繰り返しになるが、「告示」の基準を定めた感染症法は、長崎大学が目標とする I 類、A 類、甲類の耐震強度よりも、より高度なウイルス等の封じ込め機能を実現できる耐震強度を求めているのである。言い換えると、「告示」基準に適合していない BSL4 施設が大地震に遭遇すれば、そこからはウイルス漏れ等が生じうることを感染症法は想定しているのである。
- (6) 例えば、WHO の 2006 年文書（甲 4）には、『実験施設を建設、維持する際には、自然災害（地震、ハリケーン、洪水、津波など）で危険な生物剤が放出された時に起こり得る被害を考慮する必要があり、（これを踏まえて）容認できるバイオリスクマネジメント規定を計画すべきである』と書かれており、まさにその具現化こそが BSL4 施設だけに課せられる「告示」の基準と考えられるのである。

4 本件施設に特有な危険な事情

- (1) 耐震強度に関する技術基準が B S L 4 施設に対して特別に厳しいのは施設の格別な危険性を反映したためである。ところが、本件施設は地震に対する対応として、免震構造を採用しているところ、免震構造の施設は、原発でも未だ許可されていない（実用化されていない）という特殊な事情を十分に考慮すべきである。
- (2) すなわち、免震構造は短周期地震動に対しては非常に高い耐震性能を有する半面、長周期地震動に対しては耐震性能が極めて低いという力学的特徴を有する。
- (3) 内陸断層が起点となる地震によって長周期地震動が発生することは熊本地震でもすでに証明されている。
- (4) 本件施設の場合、判明しているだけでもわずか 1 km の距離に小江原断層が迫っているという特殊な状況がある。もし小江原断層が活断層であり、動くようなことがあれば、長周期地震動と共振する免震構造である本件施設は、「告示」基準のみならず「総合耐震基準」をも満たさず、建物は大きく損傷し、最悪の場合、ウイルスの漏出や感染動物の逸走が起こりえる。
- (5) そうなれば、危険な病原体が施設から漏れ出し、住民は生命を脅かされる事態に遭遇するのであるから、本件施設の安全を確保するには小江原断層をも考慮した耐震設計が必要であるところ、長崎大学は小江原断層が活断層であるか否かの調査すらしていない。
- (6) 以上の状況は、B S L 4 施設の特別な耐震安全性を求める感染症法の技術基準に達しないことは明らかである。

第4 小括

- 1 本件施設は、「総合耐震基準」しか満たしておらず、感染症法施行規則（省令）第31条27第1項第3号に定める耐震強度である建設省告示第2379号の基準に適合していない。

- 2 さらに、免震構造の弱点である長周期地震動を発生する可能性を持つ小江原断層について、調査すら行っておらず、『地震、津波、火事、暴風雨等による災害時に必要とされる機能を発揮することができること』を求める建設省告示第2379号の基準に適合していない。
- 3 そのほかにも、避難計画が未策定であることや長崎大学は弁償の資力を欠いていることなどを踏まえ、感染症法56条の35-2, 3号に該当し、取り消しが必須であるため、提訴に至った。

(別紙)

物件目録

所在 長崎市坂本1丁目 長崎大学坂本キャンパス内

(別紙)

当事者目録

1 〒852-8113 長崎市上野町16-17

原 告 山 田 一 俊

2 〒852-8114 長崎市橋口町17-24

原 告 池 田 文 夫

3 〒852-8136 長崎市家野町19-7

原 告 吉 武 裕

〒854-0062 長崎県諫早市小船越町617番地11

弁護士法人諫早総合法律事務所（送達場所）

原告ら訴訟代理人弁護士 龍 田 紘 一 朗

原告ら訴訟代理人弁護士 三 宅 敬 英

電話 0957-24-1187

FAX 0957-24-5257

〒730-0013 広島市中区八丁堀5-22 メゾン京口門404

足立・西法律事務所

原告ら訴訟復代理人弁護士 足 立 修 一

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

上記代表者法務大臣 鈴 木 馨 祐